

25 神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件

（平成22年（セ）第1号事件）

（1）事件の概要

平成22年4月5日、佐賀県神崎市の住民1人から、国（代表者農林水産大臣）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が筑後川下流の農業水利工事を行った際、バイブロハンマーを使用した矢板打設工事により、申請人宅に長時間振動を与え、新築家屋のコンクリート基礎や壁にひび割れ等の被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金3,600万円の支払を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成22年11月15日、建築構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。